

## 平成25年度 事業報告（概要）

社会福祉法人鳥取県厚生事業団

### 1 本年度実施した主要事項

#### (1) 特別養護老人ホームの建設

鳥取県が募集していた特別養護老人ホーム施設整備事業(鳥取市内)に応募しましたが、惜しくも選定されず、特別養護老人ホームの建設はできませんでした。

一方、鳥取市が募集した認知症グループホーム事業に応募し、選定されたため、平成26年度事業で認知症グループホームを建設することとなりました。(27年2月竣工、同年4月運営開始予定。)

#### (2) 指定管理施設受託

鹿野かちみ園、鹿野第二かちみ園、障害者体育センターでは、第3期(平成26年～30年)も、引き続き当法人が指定管理者として、指定されることとなりました。

皆生尚寿苑については、当法人へ移管予定でしたが、指定管理制度が継続されることとなり、第3期も当法人が指定管理者として指定されることとなりました。

#### (3) 羽合ひかり園日中活動施設の建設

補助金を活用して実施する予定であった羽合ひかり園日中活動施設の建設については、補助金事業に採択されましたが、補助金交付決定が遅れたため、25年度中は設計のみとなりました。(26年3月下旬に建設工事着工、9月竣工予定)

#### (4) 障がい者の地域移行の推進

24年度末に完成したグループホーム2棟(鳥取市鹿野町)の運営を25年5月に開始しました。その他にも、グループホーム1住居(鳥取市美萩野)を新規開設し、地域移行の推進に寄与しました。さかいみなとホームにおいては、適当な住居が確保できなかったため、地域移行は見送りました。

#### (5) 障がい者グループホームの安全確保

老朽化が著しかったてんまんホームについて、利用者の居住環境と安全確保のため、移転(賃貸物件)を25年9月に行いました。同じくはしづホームについても、26年度中に移転新築を行うこととして、建設用地を26年1月に取得しました。

各住居に、緊急時持出用の防災備品を配備するとともに、県補助金を活用して、ひだまりホーム、こもれびホームにスプリンクラー設備を整備しました。

#### (6) 大規模修繕等

建物の老朽化に対応するため、屋根改修工事(三津白寿苑)や給湯器・エアコン設備の更新工事(白兔はまなす園)を行いました。

利用者サービスの向上を図るため、トイレ改修工事(あさひ園、巖城はごろも苑)や介護浴槽設置工事(巖城はごろも苑)を行いました。当初予定していた西部やまと園のトイレ改修工事は、施設全体の改修・改築とあわせて再度検討を行うこととし、実施を見送りました。

改正消防法令に対応するため重油タンク漏洩対策工事(あさひ園、三津白寿苑、巖城はごろも苑)を行いました。

不足している福祉センター職員・利用者の駐車場や将来的な新規事業の展開等に備えるため、福祉センター隣接地の土地を26年3月に取得しました。

## 2 社会福祉事業及び公益事業の実施状況

- (1) 第一種社会福祉事業(14施設)
  - ア 自主経営施設(11施設)
  - イ 指定管理施設(3施設)
- (2) 第二種社会福祉事業(2施設9事業)
  - ア 自主経営施設(2施設)
  - イ 自主事業(9事業)
  - ウ 受託事業(2事業)
- (3) 公益事業(2施設12事業)
  - ア 自主経営施設(1施設)
  - イ 指定管理施設(1施設)
  - ウ 自主事業(2事業)
  - ウ 受託事業(10事業)

## 3 理事会、評議員会、監査及び施設長会

- (1) 理事会 6回開催
- (2) 評議員会 3回開催
- (3) 監事による監査 決算監査1回実施
- (4) 施設長会 7回開催

## 4 経営に関する事項

### (1) 経営基盤の確立

新社会福祉法人会計基準へ移行するための準備を行いました。(平成26年度当初予算から新基準へ移行)

各種保険や公用車車両整備等の法人一括契約による効率化を図りました。

### (2) 中・長期計画の着実な推進

第二期中・長期計画(25年度~29年度の5年間)プロジェクトチームを設置し、就労継続支援A型事業所の開設など今後の事業展開の検討を行いました。(継続検討中)

### (3) 法令遵守(コンプライアンス)の徹底

社会福祉法人鳥取県厚生事業団業務管理体制要綱に基づき、社会福祉法及びその他の関係法令、当事業団規程等を遵守し、経営の透明性を図るとともに、適切な事業の執行に努めました。

一方、法人内施設で発生した利用者への虐待を受け、再発防止のため、改めて職員研修や啓発を行うなど、利用者の人権と尊厳を守るため、いかなる虐待も許さない法人・施設運営を行うことを徹底しました。

### (4) 福祉サービスの向上

今年度は6施設が第三者評価(実施機関は鳥取県社会福祉協議会)を受審し、更なるサービスの質の向上に努めました。

### (5) 人材育成

ア 鳥取県厚生事業団職員研修事業実施要綱に基づき各種職員研修を実施し、人材育成を図りました。

イ 資格取得の促進に努め、25年度は延べ40人の職員が国家資格(介護福祉士等)を取得

しました。

( 6 ) 鳥取県研修事業の実施

鳥取県から次の2つの研修事業(障がい者福祉従業者等研修事業、介護職員等の喀痰吸引等研修事業)を受託実施しました。

事業の実施にあたり、当法人の職員が講師等を務めたことにより、職員の自己研鑽の機会となり、資質向上につながりました。また、研修事業を通して、当事業団のPRにもつながりました。